



平成 21 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 R I S E
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兵 頭 利 広
(J A S D A Q : コード番号 8836)
問 合 せ 先 管 理 本 部 総 務 部 長 杉 山 顕 士
(T E L : 0 3 - 5 5 7 5 - 6 5 9 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 63 回定時株主総会にて、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本店を東京都港区に置いておりますが、事務所コストの削減を目的として、現行定款第 3 条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都港区から東京都千代田区に変更するものであります。

この変更につきましては、平成 21 年 12 月 31 日までに開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。なお、この附則は、効力発生日経過後、これを削除するものであります。

- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。）が平成 21 年 1 月 5 日より施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。なお、現行定款第 7 条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第 6 条 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。
- (3) 現行定款第 57 条（剰余金の配当等の決定機関）にて、剰余金の配当等は取締役の決議によるとしており、現行定款第 6 条（自己株式の取得）は会社法上不要と解されることから削除するものです。またこれに伴い現行定款第 16 条（議決権）、第 17 条（取得請求権）につきましても修正するものです。なお、現行定款第 29 条第 2 項は、取締役の任期を 1 年としておりますので実務上不要と考えられるので削除するものです。
- (4) 株主総会ならびに取締役会の招集権者および議長につきまして、機動的な対応が出来るよう、現行定款第 21 条（招集権者および議長）および第 32 条（取締役会の招集権者および議長）を変更するものであります。
- (5) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第 1 条～第 2 条 (条文省略) (本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都<u>港区</u>に置く。 第 4 条～第 5 条 (条文省略) (自己株式の取得) <u>第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u> (株券の発行) <u>第 7 条 当社は、株券に係る株券を発行する。</u> (単元株式数および単元未満株券の不発行) <u>第 8 条 (条文省略)</u> <u>2 当社は、当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u> (単元未満株式についての権利制限) <u>第 9 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない。	第 1 章 総 則 第 1 条～第 2 条 (現行どおり) (本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。 第 4 条～第 5 条 (現行どおり) (削 除) (削 除) (以下、条数繰上げ) (単元株式数) <u>第 6 条 (現行どおり)</u> (削 除) (単元未満株式についての権利制限) <u>第 7 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
1. (条文省略) <u>2. 剰余金の配当を受ける権利</u> <u>3. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>4. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>5. 次条に定める請求をする権利</u> (単元未満株式の売渡請求) <u>第10条</u> (条文省略) (基準日) <u>第11条</u> 当社は、毎年3月31の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。 2 (条文省略) (株主名簿管理人) <u>第12条</u> (条文省略) 2 (条文省略) 3 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 <u>第13条～第15条</u> (条文省略)	1. (現行どおり) (削除) <u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>4. 次条に定める請求をする権利</u> (単元未満株式の売渡請求) <u>第8条</u> (現行どおり) (基準日) <u>第9条</u> 当社は、毎年3月31の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。 2 (現行どおり) (株主名簿管理人) <u>第10条</u> (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 <u>第11条～第13条</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(議 決 権) <u>第 16 条</u> 本優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の剰余金の処分に<u>関する議案が定時株主総会に提出されなかったときは、当該定時株主総会より、また優先配当金を受ける旨の剰余金の処分に関する議案が定時株主総会で否決されたときは当該定時株主総会の時より、優先配当金を受ける旨の剰余金の処分に関する議案が可決された定時株主総会の終結の時まで、株主総会において議決権を有するものとする。</u> (取得請求権) <u>第 17 条</u> (条文省略) 2 (条文省略) 3 (条文省略) 4 本優先株主が、第 1 項に定める期間中、優先株式の全部または一部を、当会社に対して、優先株式 1 株につき 50 円の交付を請求した場合、当会社は、当該金銭の交付と引き換えに、当会社の取締役会決議による承認を経て、優先株式を取得する。但しかかる優先株式の取得請求権に基づく当会社の優先株式の取得は、<u>法令の範囲内で、かつ当該取得日の直前事業年度の末日現在における分配可能額の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当しまたは支払うことを決定した金額および買取の効力発生日が属する営業年度において、既に取得が実行または決定された金額の合計額を控除した金額を限度とする。</u> 5 (条文省略)	(議 決 権) <u>第 14 条</u> 本優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、<u>定時株主総会に先立つ取締役会において、優先配当金を受ける旨の剰余金の処分の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会より、累積未払優先配当金の支払いがなされるまでの間に開催される株主総会の終結の時まで、株主総会において議決権を有するものとする。</u> (取得請求権) <u>第 15 条</u> (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 本優先株主が、第 1 項に定める期間中、優先株式の全部または一部を、当会社に対して、優先株式 1 株につき 50 円の交付を請求した場合、当会社は、当該金銭の交付と引き換えに、当会社の取締役会決議による承認を経て、優先株式を取得する。但しかかる優先株式の取得請求権に基づく当会社の優先株式の取得は、<u>法令の範囲内の金額を限度とする。</u> 5 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<u>第 18 条～第 20 条</u> (条文省略) (招集権者および議長) <u>第 21 条</u> 株主総会は<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に<u>従い</u>、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 <u>第 22 条～第 28 条</u> (条文省略) (任 期) <u>第 29 条</u> 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>第 30 条～第 31 条</u> (条文省略) (取締役会の招集権者および議長) <u>第 32 条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に<u>従い</u>、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 <u>第 33 条～第 59 条</u> (条文省略)	<u>第 16 条～第 18 条</u> (現行どおり) (招集権者および議長) <u>第 19 条</u> 株主総会は<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に<u>したが</u>い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 <u>第 20 条～第 26 条</u> (現行どおり) (任 期) <u>第 27 条</u> 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除) <u>第 28 条～第 29 条</u> (現行どおり) (取締役会の招集権者および議長) <u>第 30 条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会規程で定められた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2 <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に<u>したが</u>い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 <u>第 31 条～第 57 条</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>附則</u>
(新 設)	<u>第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u>
(新 設)	<u>第 2 条 前条および本条は、平成 2 2 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 2 2 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削除するものとする。</u>
(新 設)	<u>第 3 条 第 3 条（本店の所在地）の変更は、平成 2 1 年 1 2 月 3 1 日までに開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本条は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成 21 年 6 月 25 日（木曜日）

定款変更の効力発生予定日

平成 21 年 6 月 25 日（木曜日）

以 上